

平成28年度第6回南関町農業委員会会議録

平成28年8月10日(水)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 1番 松本泰典君
 - 2番 荒木勝治君
5. 議 事
 - 第16号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第17号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第18号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松本 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君

書 記 上 田 賢 君

平成28年度第6回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。では、時間がまいりましたので、ただいまから平成28年度の第6回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、始めたいと思います。本日は、委員皆様、全員出席でございますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） では、農業委員憲章朗読を5番、原委員さん、よろしくお願ひいたします。

○5番（原 靖君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願ひいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（柏村 公正君） こんにちは。毎日、暑い中で、ご苦労さまでございます。雨のあとはですね、今度は猛暑ということで、なかなか雨も降らず、そろそろ秋野菜のまきつけというふうになりましたので、大変皆さん、困っているようでございます。早く夕立でも、降ってほしいところでございます。

また、そうした暑い中に、先日から、農地パトロール、大変ご苦労さんでございました。回ってみますと、お互いの所、一緒かと思いますが、高齢化も進みましてなかなか荒地が増えているようでございます。それをいかに防ぐかということでございますが、なかなかですね、基盤整備もできていないところ、ますます荒れるんじゃないかなろうかと思っておりますので、やはり町あたりにもお願ひして、基盤整備の推進をお願ひしていかなければならないんじゃないかなったかと思っています。

また、先日も研修会、大変ご苦労さんでございました。私は欠席しましたけれど。こういうことで、ちゃんと町と一体になって、頑張っで南関町の農地を守っていくようにやっていきたいと思っておりますので、皆さん方もどうぞよろしくお願ひいたします。

今日、またいろいろございますので、審議をよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。よろしくお願ひします。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、以後の議事の進行は、松村会長にお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名委員を指名いたします。1番、松本委員、2番、荒木委員を指名いたします。よろしくお願ひしたいと思います。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、審議に入りたいと思います。

第16号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明を申し上げます。

第16号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

農地の所有権移転許可申請について、受付日、平成28年7月21日、申請番号67号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

次に、農地の賃借権設定の許可申請についてですが、3筆の申請となります。受付日は、平成28年7月25日、申請番号73号、貸人、借人、土地の所在地等については記載のとおりとなり期間は3年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第16号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請2件でございます。

ただいまの説明に関しまして、現地調査に出向されました委員の補足説明をお願いいたします。

1番、松本委員、お願いします。

○1番（松本 泰典君） 1番、松本です。今月3日に、事務局の上田さん、それと推進委員の末竹さん、3人で現地に行っていました。これは、通常売買になっておりますけど、区画整備による圃場整備による売買と思われます。それによって、

普通売買になってますけど、問題ないと思います。

以上です。

○議長（**松村 公正君**） 続きますして、2番、荒木さん。

○2番（**荒木 勝治君**） はい。2番、荒木です。よろしくお願ひします。場所はですね、〇〇〇から逆に、南西のほうに600mぐらい行った、県道を400m行って、左に入った所なんです。北からあるけどですね、枚数がものすごく多いんですよ。そして、ちょっとやぼったいというんですか、南のほうは竹林でしょうね。そして、西のほうは杉山がある状態です。

審議をよろしくお願ひします。

○議長（**松村 公正君**） 事務局、委員による説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ございませんか。

（ありませんの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、第16号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。第16号議案は原案のとおり決定いたします。

続きますして、第17号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） 事務局よりご説明申し上げます。

第17号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番及び2番が一つの申請になりますが、権利の種類は賃借権の設定。受付日、平成28年7月25日、申請番号68号。貸人、借人、土地の所在地等は記載のとおりで、転用の目的は、太陽光発電システムの設置となっております。また、期間は20年間です。

次に、3番ですが、権利の種類は所有権移転。受付日、平成28年7月25日、申請番号69号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、土捨場となっておりますが資材置場とのことです。

次に、4番ですが、権利の種類は所有権移転。受付日、平成28年7月25日、申請番号70号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、資材置場の拡張です。

次に、5番ですが、権利の種類は使用貸借権の設定。受付日、平成28年7月2

5日、申請番号74号。貸人、借人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、個人住宅の建設です。また、貸人、借人は親子になります。

以上、事務局からの説明を終わります。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。第17号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請4件でございます。

ただいまの説明に関連して、現地調査に出向されました委員からの補足説明をお願いいたします。

1番、松本委員、お願いします。

○1番（**松本 泰典君**） 1番、松本です。これも3日に、行ってまいりました。1番と2番はですね、図面で見てもらうと分かると思いますけど、〇〇〇のお宮に上がる、入ってすぐの所です。この真ん中に、神様みたいなところがあります。そこは、太陽光で残すという話ですけど、周囲は家ありますけど、太陽光に対しては問題ないと思います。1番と2番は、以上です。

3番がですね、ちょっと問題があるかなと、現地を見て思いました。片側に町道がありまして、その町道の下に排水路が通っています。それと反対側に用水路が通っています。それで、泥捨場みたいな話ですけど、ちょっと問題があるかなと思いますけど、何か周囲の同意書が取れているということであるので、審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（**松村 公正君**） それでは、4番目の件でございます。先日、4日の日に、私と事務局、大倉推進委員さんの現地調査が入りました。

現地はですね、〇〇〇でございます、北側ですね、国道から入っております、周りがずっと資材置場になっておりまして、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

○2番（**荒木 勝治君**） 2番、荒木です。〇〇〇公民館からですね、下って400mの所なんです。親子って、娘さんらしいです。娘さんが跡取りをするということで、家族が5名ということだったんです。そして、場所としては、母屋の前辺りというところ、南側なんですね。母屋の前です。排水は、母屋からの同じ所に排水するということであって、周辺が親の土地ですから、排水には問題ないと思います。

以上です。審議よろしく申し上げます。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。事務局、委員の説明が終わりました。この件につきまして、何かご質問はありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○5番（**原 靖君**） 原です。

3番は、僕が聞き損ねたのかもしれませんが、説明があったのでしょうか。

- 議長（松村 公正君） ありました。1番、2番、3番続けて。
- 5番（原 靖君） ○○○は、4番目でしょう。
- 議長（松村 公正君） 4番目は○○○さんの○○○のあれです。3番目がですね、○○○の上もあるかな、下かな、○○○のそばになりますね。
- ・・・番（・・・・君） ○○○の真下。南側の下。○○○の横ですかね。
- 5番（原 靖君） はい、分かりました。
- 議長（松村 公正君） 何かございませんか。
(ありませんの声)
- 議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。
第17号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第17号議案は原案のとおり決定いたします。
続きまして、第18号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
事務局よりの説明をお願いいたします。
- 事務局（上田 賢君） はい。第18号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。
この利用権設定の種類は、所有権の移転で、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、面積は1,473㎡、売買の内容は中間管理機構の特定事業を利用しての売買になります。
以上、事務局からの説明を終わります。
- 議長（松村 公正君） ありがとうございます。
第18号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画1件でございます。
何かこの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
はい、どうぞ。
- 1番（松本 泰典君） この畑で、㎡数ときには、値段はこんくらいですか。
- 事務局（上田 賢君） こちらについては、県の農業公社を介しての売買の案件になるんですが、現地の形状と所在等、利用状況から、県のほうが協議をしていただいて、この金額で問題ないということで伺っております。
- 1番（松本 泰典君） はい、分かりました。
- 議長（松村 公正君） ほかに何かございませんでしょうか。
(ありませんの声)

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第18号議案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第18号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） 続きまして、その他の報告をお願いいたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 特にございません。

○議長（松村 公正君） 皆さんから、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（はいの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、お諮りいたします。本日の議決事件等の字句の整理を議長に一任していただきたいと思っております。異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、処理することといたします。

皆様方の慎重審議によりまして、無事終わることができました。これで、議長席を下りさせていただきます。どうもありがとうございました。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） では、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これをもちまして第6回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後1時49分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人